

開発行為許可申請手数料

1 開発行為許可申請手数料（法第29条）

開発面積		自己用	自己業務用	その他
1,000 m ² 未満		8,600円	13,000円	86,000円
1,000 m ² 以上	3,000 m ² 未満	22,000円	30,000円	130,000円
3,000 m ² 以上	6,000 m ² 未満	43,000円	65,000円	190,000円
6,000 m ² 以上	10,000 m ² 未満	86,000円	120,000円	260,000円
10,000 m ² 以上	30,000 m ² 未満	130,000円	200,000円	390,000円
30,000 m ² 以上	60,000 m ² 未満	170,000円	270,000円	510,000円
60,000 m ² 以上	100,000 m ² 未満	220,000円	340,000円	660,000円
100,000 m ² 以上		300,000円	480,000円	870,000円

2 開発行為変更許可申請手数料（法第35条の2）

限度額	870,000円
設計の変更	開発行為許可申請手数料の1/10
区域の編入	開発行為許可申請手数料の額
その他の変更	10,000円

3 市街化調整区域内における建築物の特例許可申請手数料（法第41条第2項）

許可申請1件	46,000円
--------	---------

4 予定建築物以外の建築物等許可申請手数料（法第42条第1項）

許可申請1件	26,000円
--------	---------

5 開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料（法第43条）

敷地面積	1,000 m ² 未満	6,900円
	1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	18,000円
	3,000 m ² 以上 6,000 m ² 未満	39,000円
	6,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	69,000円
	10,000 m ² 以上	97,000円

6 開発許可を受けた地位の承継申請手数料（法第45条）

敷地面積	自己居住用又は 10,000 m ² 未満の自己業務用	1,700円
	10,000 m ² 以上の自己業務用	2,700円
	その他	17,000円

7 開発登録簿の写しの交付手数料（法第47条）

1枚	470円
----	------

優良宅地造成認定申請手数料（租税特別措置法第28条）

認定申請1件	86,000円
--------	---------

平成9年4月1日改正